

講座受講規約

第1条（目的）

講座受講規約（以下、「本規約」という）は、LRM株式会社（以下、「当社」という）が提供する講座（以下、「講座」という）を、本規約を遵守することを条件として受講申込をした受講者に提供する際の提供条件を定めるものである。

本規約は、講座を受講するすべての者（以下、「受講者」という）に適用される。受講者は、本規約に同意したものとみなす。ただし、双方間で講座に関する別途の個別契約が締結された場合、個別契約の内容が本規約に優先されるものとする。

第2条（受講申込）

受講者は、講座の受講申込にあたって、本規約に同意の上、当社指定の講座受講申込フォームに虚偽の含まれない必要事項を入力し、当社に送信するものとする。ただし、本受講申込は別途取り交わされる契約書内の講座を受講する旨の書面の提出をもって替えることが出来ることとする。（以下、講座受講申込に関する本条に係るフォームや書面を「受講申込フォーム等」という）

第3条（受講申込の取り消し）

受講者は、講座開始7日前までであれば受講申込の取り消しをおこなえる。その場合の受講料金返金にかかる手数料は、受講者が負担するものとする。それ以降の受講者都合による受講申込の取り消しにおいては、以下の金額をキャンセル料として当社へ支払うものとする。

1. 講座開始前日まで：講座受講料金の50%
2. 講座開始当日以降：講座受講料金の100%

第4条（講座の種類と内容）

- 1 当社が提供する講座の種類及び内容は、当社ウェブサイト等に記載の通りとする。また、講座の種類及び内容は、受講者の承諾なしに変更する場合がある。
- 2 受講者が具体的に受講できる講座の種類及び内容は、受講者が受講申込フォーム等で明示し、当社が承諾したものに限定する。

第5条（受講契約の成立）

- 1 講座の受講契約は、当社が、受講者より送信された受講申込フォーム等の記入内容を受領し、当社が受講者に対する講座提供を承諾した日に成立する。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたと判断した場合、講座の提供を拒否することができる。
 1. 受講者が希望する講座の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に役務の提供が不可能な場合。

2. 受講者の希望する講座の定員が当社の定める最少定員数を満たさなかった場合。
3. 受講者が、当社所定の期日までに当社指定の講座受講料金を支払わなかった場合。
4. その他当社が不相当と判断した場合。

第6条（講座受講料金及び講座受講料金の支払義務）

1 講座における料金は次の各号に定める通りとし、詳細は電子メールによる告知等、当社が適当と判断する手段で通知・公表する。ただし、別途取り交わされる契約書内に講座の受講に関する事項が含まれる場合は、本条の記述は適用外とする。

1. 講座受講料金：講座の提供に伴い発生する費用。
2. その他料金：前各号とは別に、双方合意の上で別途の書面によって定める、その他適当であると判断される費用。

2 受講者は、当社による講座の提供を受けるために、当社に対し、受講申込フォーム等で定められた講座受講料金の支払義務を負う。

3 前項の支払義務は、受講契約が成立したときに発生する。

第7条（講座受講料金の支払方法）

1 受講者は、当社がウェブサイト等で掲載する講座受講料金を、当社が発行した請求書または支払方法に関するメールもしくは書面の内容に従い、当社指定の口座に銀行振込にて支払うものとする。

2 前項の講座受講料金の支払いに伴う振込手数料等は受講者の負担とする。

3 講座受講料金は一括前払いとする。ただし、双方の合意の上で別途支払い期限を定めることができるものとする。

第8条（同意事項）

1 受講者は、本講座受講にあたり、当社が受講者に対し電子メールやダイレクトメール及び郵便、電話、FAX等の手段を用いて連絡を行うことにあらかじめ同意する。

2 受講者は、受講者が本講座を受講することから分かる情報を、受講者に関する情報であることが特定できない形で当社が利用する場合があることについてあらかじめ同意する。

3 受講者は、次の各号に該当する場合は、当社が受講者の情報を、事前の許可無く第三者に提供する場合があることに同意するものとする。

1. 裁判所等の機関から、法令に基づく開示の要求がある場合。
2. 法令等で提供を求められる場合。

4 受講者は、本講座受講にあたり、当社が指定する第三者のサービスやシステム等（以下、「他社サービス等」という）において自己の情報を登録し、他社サービス等を利用することにあらかじめ同意する。なお、他社サービス等については、当該サービスの利用に必要なインターネット通信費等を除き、別途の利用料等が必要になるサービスを指定することはない。

第9条（提供情報）

当社は講座の提供によって受講者が知り得る情報に関し、その真実性、完全性、網羅性、正確性、有用性、適切性等（以下「完全性等」という。）について、できうる限りの努力をするものとするが、受講者は、当社が完全性等について保証するものではないことについてあらかじめ同意する。

第10条（講座の停止）

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたと判断した場合、受講者への事前の通知及び受講者による事前の承諾を要せずに、本規約に基づく講座の提供を停止することができるものとする。

1. 受講者が、講座受講料金をはじめとする当社に対する支払債務を、当社の催促にも関わらず履行しない場合。
2. 受講者が当社に対して提供した受講申込フォーム等の記入内容に虚偽があると判明した場合。
3. その他、不測の事態により講座の提供を継続することが困難となった場合。

2 当社は、前項に定めるほか、予告期間を設けてウェブサイト上に告知し、又は直接受講者に通知することによって、講座の提供を中止・中断することができるものとする。

3 当社は、前項に伴う講座の中止または中断が発生した場合、当該講座の受講料金を返金するものとする。ただし、当社の責任は受講者が支払済の当該講座の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負うものではない。

第11条（禁止事項）

受講者は、講座の受講申込の際及び講座を受講するにあたり、以下の行為をしてはならないものとする。

1. 虚偽もしくは不正確な情報を入力・記載する行為。
2. 他の講座受講者又は第三者を誹謗中傷するもしくはそのおそれのある行為。
3. 他の講座受講者又は第三者の財産、名誉、プライバシー、肖像権を侵害する行為。
4. 講座の運営を妨げる行為、もしくは当社の信用又は名誉を毀損するあるいはそのおそれのある行為。
5. 本講座もしくは本講座に類似した講座を提供して当社と競合する業務を行う行為。
6. リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等により、講座の提供に利用する各種ツールを解析する行為。
7. 当社（当社の役員・従業員を含む。）に対する誹謗中傷、脅迫、強要その他当社の正常かつ円滑な業務（講座の正常な運営を含む。）に支障をきたす、もしくはそのおそれのある行為。
8. 公序良俗に反する一切の行為。

9. その他法に抵触するもしくはそのおそれのある行為。

第12条（機密保持義務）

1 本契約における「機密情報」とは、次の各号のいずれかに該当するものを除いて、講座の提供および受講のために双方が、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示した一切の情報のことをいう。

1. 開示者から開示を受けた時点ですでに公知であったもの
2. 開示者からの開示後、被開示者の責によらずして公知となったもの
3. 開示者から開示される前にすでに保有していたもの
4. 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
5. 開示者からの情報によらず開発したもの
6. 開示することにつき事前に開示者の書面による同意を得たもの

2 双方は、前項で定めた機密情報および他人の個人情報について機密保持義務を負うものとし、自己で行う場合または第三者に行わせる場合とを問わず、情報権利者の事前の承諾なしにそれらの情報を公表、利用、複製、複写、開示、提供、漏洩してはならないものとする。

3 前項に定めのある双方の義務は、講座受講契約終了後も存続するものとする。

4 受講者が本講座で得た知識・技能を業務遂行のために利用することは、本条に抵触しない。

第13条（反社会的勢力の排除）

1 双方は、講座の契約時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 双方は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができるものとし、相手方は、これに必要な資料を提出するものとする。

3 双方は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、双方間において締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った双方は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとする。また、解除を行った双方に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第14条（知的財産保護）

1 受講者は、講座受講の目的で当社から提供を受けた著作物等の知的財産については、講座受講の目的でのみ使用を許諾されるものとし、当社の事前の書面による承諾を得ることなく他の目的で使用、複製、転写、又は頒布することはできないものとする。

2 受講者は、講座の講義中許可なく撮影・録画・録音をしてはならない。

3 受講者が前各項に定める規定に違反して当社に損害を与えた場合は、通常かつ直接の範囲で

当該損害を賠償するものとする。

第15条（損害賠償）

- 1 受講者は、自己の責任により講座を受講するものとし、当社は、請求原因の如何を問わず、当社の故意又は重過失によるものである場合を除いて受講者が講座を受講することによって被った損害に対する賠償責任を負わないものとする。
- 2 当社は、前項に定めるもの以外の損害に対する賠償義務を負わないものとする。
- 3 双方が合意の上で取り交わされている契約書が別途存在する場合は契約書内の損害賠償に関する事項が優先するものとする。

第16条（契約終了後の処理）

- 1 受講者は、本規約に基づく受講契約が終了した際、講座の受講にあたって当社から提供を受けた全ての資料等を、当該契約終了後直ちに当社の指示に従い返却、又は受講者の責任で廃棄・消去するものとする。ただし、当社が個別に許可した資料等においては、契約終了後も継続して保持することができるものとする。
- 2 当社は、契約終了後も引き続き顧客に連絡をする必要が生じうるため、原則、受講者情報は受講契約終了後も削除しない。ただし、受講者からの請求があった場合には、必要に応じて削除する。

第17条（権利義務譲渡の禁止）

受講者は、当社の承諾なく本規約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならない。

第18条（契約の解除）

- 1 当社は、受講者が下記のいずれかに該当する場合、何らの催告なく受講契約の全部又は一部を解除できるものとする。
 1. 本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
 2. その他受講者の責に帰すべき事由により、双方との間の信頼関係の維持が困難であると当社が判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により受講契約の全部又は一部を解除した場合も、受講者に対する損害賠償請求権を放棄するものではない。

第19条（本規約の変更）

- 1 当社は、受講者の承諾を得ることなく本規約を変更することができ、その場合、講座の提供条件は変更後の本規約によるものとする。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合、契約者に不利益となる変更については、事前に受講者に対

し、変更後の本規約の内容を、電子メールをはじめとする当社による任意の手段でもって通知する。ただし、受講者の責によると判断される事由によって、当該の通知が受講者に到達しなかった場合であっても、本規約の変更は有効である。

第20条（管轄裁判所）

双方間に本規約に関する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第21条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は各条項につき疑義を生じた場合には双方誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第22条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

附則

本規約は、2023年5月15日から施行する。

以上